

平成28年度第1回 岩手県環境審議会 自然・鳥獣部会

日時：平成28年6月6日（月）

審議会終了後 15:00頃～16:30

場所：盛岡市産業会館 5号会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について

(2) イノシシ管理計画の策定等について（諮問）・・・資料1, 2

4 その他

(1) 第12次鳥獣保護管理事業計画等について（報告）・・・資料3, 4

(2) 生物多様性地域戦略について（報告）・・・・・・・・・・資料5

5 閉 会

岩手県環境審議会自然・鳥獣部会委員名簿(平成28年度現在)

氏名	所属及び職	備考
青井 俊樹	岩手大学農学部 非常勤講師	
東 淳樹	岩手大学農学部 講師	
伊藤 英之	岩手県立大学総合政策学部 教授	温泉部会 出席
菅野 範正	(公社)岩手県猟友会 副会長兼専務理事	
渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部 教授	
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 専門学芸員	欠席
鷹觜 紅子	岩手県森林・林業会議 理事	
中村 正	岩手県自然保護協会 常任理事兼事務局長	
平野 拓	日本鱗翅学会会員	
松坂 育子	JA岩手県女性組織協議会 委員	

10名

注) 五十音順

イノシシ管理計画（案）  
（第二種特定鳥獣管理計画）

平成28年〇月〇日

岩手県

## 目次

1	計画策定の目的及び背景	1
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画策定の背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	2
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
5	イノシシに関する現状	2
(1)	イノシシの生息状況	2
(2)	イノシシの生息環境	3
(3)	イノシシによる被害状況	4
6	管理の目標	4
(1)	基本目標	4
(2)	目標を達成するための基本的な考え方	4
7	個体数の調整に関する事項	4
(1)	個体数調整及び生息域縮小の考え方	4
(2)	個体数管理の方法	5
(3)	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	6
(4)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	6
8	被害防除対策	6
(1)	侵入防止柵の設置の推進	6
(2)	地域ぐるみの被害防止体制の整備	6
9	生息環境管理	7
10	モニタリング調査	7
11	計画の実施体制及び普及啓発等	7
(1)	各機関・団体等の果たす役割	7
(2)	普及啓発	8
(3)	人材の確保育成	8

## 1 計画策定の目的及び背景

### (1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するイノシシを鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、生息域の拡大を抑制し、農林業被害の軽減を図ることを目的とする。

### (2) 計画策定の背景

イノシシ（亜種ニホンイノシシ）は、本州、四国、九州、淡路島に、亜種リュウキュウイノシシは南西諸島に分布しているが、東北地方や北陸地方の多雪地帯では、明治時代以降、漸次絶滅していた。その背景には、明治期以降の狩猟圧の高まりや土地利用の拡大があると言われている。

戦後、おそらく昭和 30～40 年代から増加・拡大傾向に転じたとみられ、その後、従来の生息域へ大きく拡大を続けながら生息数を急激に増やし、西日本を中心とした各地で甚大な農業被害を発生させるようになってきている。本県の隣接県では、宮城県の南部地域が、おもにイノシシの定着している地域とされている。

本県においては、明治中期から末期絶滅したとされており、平成 13 年 3 月に発行した「いわてレッドデータブック」では、本県におけるイノシシのランクを「絶滅」としている。

しかし、平成 23 年 9 月に一関市で 1 頭が有害捕獲されて以降、狩猟や有害捕獲によって捕獲される数が増えている。平成 26 年度までは一関市でのみ捕獲されていたが、平成 27 年度に奥州市で 3 頭捕獲されている。

また、平成 25 年 12 月には盛岡市に設置されたセンサーカメラにより、成獣 1 頭が撮影され、平成 27 年 2 月には雫石町において、同じくセンサーカメラにより、複数等のイノシシが撮影されている。

こうした状況から、本県においてイノシシの生息域は拡大し、生息数が増加しているとみられ、これに伴い、農業被害が発生し、平成 22 年度の一関市での被害が報告されて以降、被害額は増加傾向にある。

農業被害の発生地域は北上傾向を示しており、今後、更に被害地域が拡大することが懸念される。

このような背景を踏まえ、本県のイノシシについて、生息域の拡大を抑制し、適切に管理を図っていく必要があるため、第二種特定鳥獣管理計画として本計画を策定するものである。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む。）

### 3 計画の期間

平成〇年〇月〇日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

この計画は、対象地域を県内全域とする。また、下記のとおり地域区分を設定し、各地域区分ごとの対策を推進する

なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な運用とならないよう各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じるものとする。

○ 定着地域 (3 市町)

【 地域区分 】

イノシシの捕獲実績がある区域

侵入防止柵等の被害防止対策を徹底するとともに、捕獲を強化し、個体数の増加を抑制する。

奥州市、一関市、平泉町

○ 侵入地域 (16 市町)

イノシシの捕獲実績はないが、被害や目撃の情報がある区域またはその可能性が高い区域

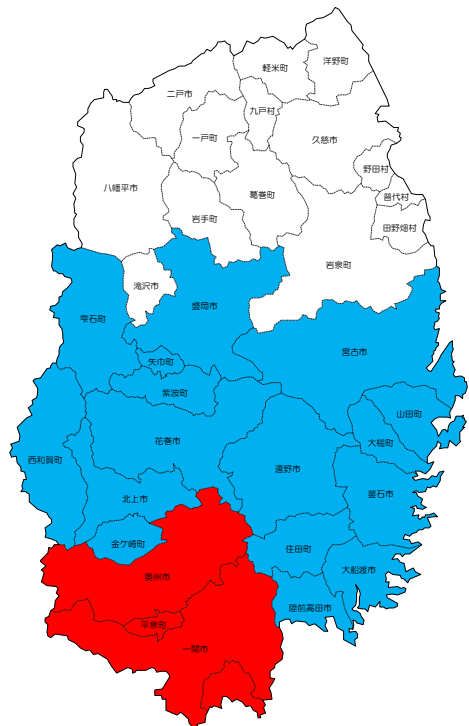
出没や被害発生初期に重点的に捕獲を実施し、生息域の拡大を抑制する。

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、陸前高田市、釜石市、雫石町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町

○ 警戒地域 (14 市町村)

イノシシの生息や被害に関する情報がない区域  
生息域の拡大について、監視を強化し、新たに生息域の拡大が認められた場合は、速やかに対処する。

久慈市、二戸市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、岩手町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町



	生息状況	目標	重点対策
定着地域	捕獲実績がある地域	被害の低減、個体数増加抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵等による被害防止対策の徹底</li> <li>・捕獲の強化による個体数増加抑制</li> </ul>
侵入地域	生息情報がある地域	生息域拡大抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期段階の捕獲</li> </ul>
警戒地域	生息情報がない地域	侵入防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視強化、普及啓発</li> </ul>

## 5 イノシシに関する現状

### (1) イノシシの生息状況

#### ア 捕獲の状況

イノシシは、一関市において、平成 23 年 9 月に初めて捕獲され、平成 23 年度が 2 頭、平成 24 年度が 1 頭の捕獲となっていたが、平成 25 年度から捕獲数が急増し、平成 26 年度は狩猟 15 頭、有害鳥獣捕獲 32 頭の計 47 頭が捕獲されている。

【 イノシシ捕獲数の推移 (H22～H26) 】

	H22	H23	H24	H25	H26
狩猟	0	0	0	15	15
有害捕獲	0	2	1	22	32
計	0	0	0	37	47

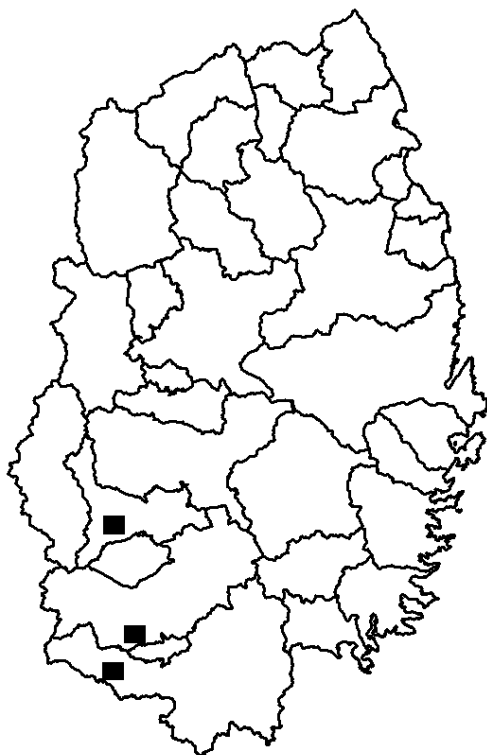
#### イ 生息域拡大の状況

捕獲については、平成 23 年度から平成 26 年度までは、一関市でのみの捕獲となっていたが、平成 27 年度に奥州市で初めて捕獲された。

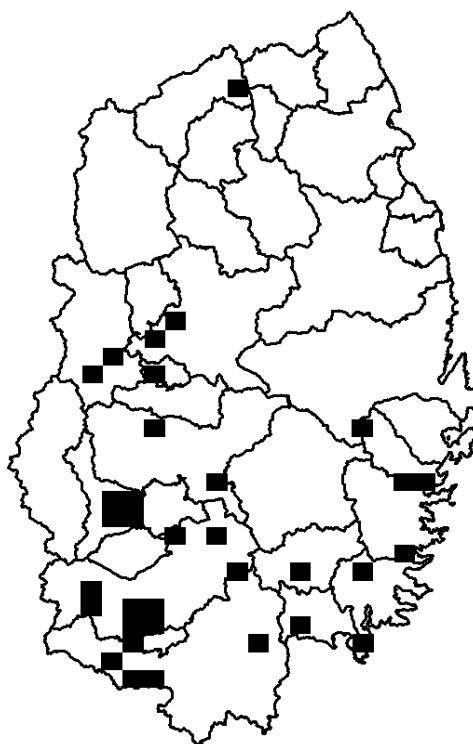
また、目撃情報については、平成 19 年 12 月に奥州市で初めて目撃されて以降、北上傾向を示しており、平成 27 年度においては、雫石町において設置したセンサーカメラで複数等のイノシシが撮影されている。このほか、沿岸南部地域においても、度々目撃されている。

【図2 イノシシ目撃分布の推移】

H23 目撃情報



H23～H27 目撃情報



## (2) イノシシの生息環境

イノシシは、いわゆる雑草にあたるような草本やこれらの根・塊茎、昆虫やミミズなどを食べて通年を過ごす。秋に堅果類の実を食べることで栄養状態を高め、越冬する。

生後1歳半を超えるメスは、一般に晩秋から冬にかけて交尾し、翌年春に約4頭～6頭出産する。出産後早い時期に仔を失った個体の中には、再び発情し、再出産する場合があるとされる。

〈イノシシの食性〉植物食を主とした雑食性

〔通年〕：草本類の地上部（牧草や雑草）、地下部（クズやタンポポの根茎、塊茎、いも類などのデンプン質）及び動物質（土壌動物、水生甲殻類）

〔初冬から初夏〕：タケノコ 〔秋期〕 堅果類、カキその他放任果樹類

## (3) イノシシによる被害状況

### ア 農林業被害

本県におけるイノシシによる農業被害は増加傾向を示している。平成22年度における一関市での被害を最初に、被害発生市町村数は増加傾向にあり、平成26年度までに5市町で被害の発生が報告されている。

作物別では大部分が稲の被害であり、一部、飼料作物、いも類、野菜、果樹の被害が発生している。

形態としては、イノシシから作物を倒される、土を掘り返して根や根菜を食べられる、泥浴びにより圃場を荒らされるといったものがある。

林業被害については、まだ被害の報告はないが、生息数の増加に伴い被害の発生が懸念される。

### イ その他の被害

本県においてイノシシの出没は農地等に限られ、まだ市街地への出没はなく、人身被害の発生はない。

また、自然の植生や生態系に対する影響について、現時点では被害の報告はないものの、今後、イノシシの生息域の拡大と生息数の増加が進めば、被害が発生し、貴重な高山植物の消失や生態系のかく乱など、生物多様性に影響を及ぼすことが懸念される。

### 【 農業被害の推移 】

(単位：千円)

	H22	H23	H24	H25	H26
花巻市	0	0	0	0	11
北上市	0	0	6	0	247
奥州市	0	0	0	0	15
平泉町	0	0	37	0	0
一関市	672	1,070	2,085	2,509	472
計	672	1,070	2,128	2,509	745



## 6 管理の目標

### (1) 基本目標

本県に生息するイノシシが、侵入防止柵等の設置により、農地や集落周辺に侵入することを防止し、これらの地域を利用し生息数を増加させる状況を可能な限り防ぐとともに、捕獲圧を加えることにより生息数の抑制を図ることを基本目標とする。

### (2) 目標を達成するための基本的な考え方

イノシシにとって自然環境におけるエサの条件は季節変動、年変動があつて不安定であるが、農作物は安定的な栄養源となると考えられる。このため、被害が発生する農地及びその周辺の農地において、捕獲圧を高めることによる個体数低減と生息域の拡大防止を図るとともに、侵入防止柵等による被害防除を徹底し、イノシシが住みにくい環境の整備が必要である。

また、継続的なモニタリング調査を実施し、今まで講じてきた対策の効果の検証を行い、次の対策に反映させることが必要である。

## 7 数の調整に関する事項

### (1) 個体数調整及び生息域拡大防止の考え方

イノシシの生息域は拡大傾向にあり、更に捕獲圧を高める必要がある。

個体数調整については、全県において積極的に実施することとし、特に警戒区域において生息が確認された場合は、速やかに対処し、生息域の拡大防止に努めるものとする。

また、市町村における有害鳥獣捕獲については、被害が発生していない地域であっても、予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）を推進する。

### (2) 個体数管理の方法

#### ア 狩猟による捕獲の推進

本県では、イノシシが生息していなかったため、狩猟によりイノシシを捕獲する習慣はない。

県・市町村による個体数管理と併せて、常に捕獲圧を高めるために、一般の狩猟による捕獲を推進する。

狩猟によるイノシシ捕獲数が少ないことから、規制緩和等の措置は講じないが、捕獲状況に応じ、今後、イノシシの狩猟期間の延長について検討することとする。

#### イ 休猟区等の見直し

休猟区や鳥獣保護区等がイノシシ捕獲の妨げとならないよう、地域の意見等を聴きながら、必要に応じて見直しを進める。

#### ウ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整の推進

重点区域においては、市町村による有害鳥獣捕獲を積極的に実施し、生息密度が低い北部地域については、生息域の広域化を防止するため、県による個体数調整を実施する。

#### エ 農地周辺のイノシシの定着防止

農地周辺に定着したイノシシによる継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の軽減に向けて、農地周辺での有害鳥獣捕獲を優先的に実施する。なお、農地周辺では、人身事故を防止することを優先し箱わなの使用を推進する。箱わなを使用する際には、ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため、脱出口付き箱わなの使用を推進する。

また、夏季は周辺にエサが豊富にあり、箱わなによる捕獲効率が低下することから、捕獲効率の高くくりわなの使用が必要となるが、周辺の安全や錯誤捕獲について、十分に検討のうえ、使用することとする。

#### オ 地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺においてわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を推進する。

#### カ 捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進するとともに、狩猟免許取得後の技術向上に向けて講習会を開催する等関係機関等と連携を図りながら、狩猟者の確保・育成を推進する。

また、鳥獣被害防止対策実施隊の設置を推進し、有害鳥獣捕獲の実施体制の整備を図る。

### (3) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

指定管理鳥獣捕獲等事業により実施することとし、詳細は別に定める「岩手県イノシシ捕獲等事業実施計画」に基づき実施する。

### (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

#### ア 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

イノシシの生息数の増加や生息域の拡大により、農業被害が発生していることを踏まえ、捕獲の強化による農業被害の早急な軽減と生息域の拡大の防止を目的として実施する。

#### イ 実施期間

平成 28 年〇月〇日～平成 29 年 3 月 31 日

#### ウ 実施区域

岩手県全域

#### エ 事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、過去の捕獲実績、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に基づき定めるものとする。

## オ 実施方法及び実施結果の把握並びに評価

### ①実施方法

認定鳥獣捕獲等事業者等に委託

### ②実施結果の把握並びに評価

毎年度、捕獲実績、生息分布調査等によるモニタリング調査を実施

## カ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者

岩手県

## 8 被害防除対策

### (1) 侵入防止柵の設置の推進

農業被害の低減を図るためには、個体数管理だけでは困難なことから、侵入防止柵設置を中心とした被害防除対策を推進する。

なお、設置された侵入防止柵等の破損箇所からイノシシが侵入することから、適切な維持管理に努めるとともに、侵入防止柵の設置にあたっては、維持管理のしやすさを考慮するものとする。

また、侵入防止柵は、シカやツキノワグマ対策にも効果的であることから、イノシシの特性や地域の実情をよく理解したうえで、それらへの対策も考慮のうえ設置するものとする。

### (2) 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防除対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被害情報の収集、面的な侵入防止柵の設置、侵入防止柵設置後の継続的な維持管理等、地域が一体となった取組が重要であることから、地域ぐるみの被害防止体制の整備を促進する。

## 9 生息環境管理

鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことができない見通しの良い緩衝帯を設置する等、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、イノシシの隠れ家等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを推進する。

## 10 モニタリング調査

管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状況や被害状況、生息数等について、モニタリング調査を継続的に実施する。

モニタリング調査の結果をもとに管理対策の評価を行うとともに、管理計画に反映(フィードバック)させる。

## 【 モニタリングの内容 】

項 目	内 容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率等の基礎データを収集する。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の動向を把握する。
③ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握する。
④ 対策の検証	個体数調整や防除対策の効果を検証し、次の対策に反映させる。
⑤ 個体数推定手法の検討	調査が難しいイノシシについて、先進研究事例等を参考に、個体数の推定手法を検討する

## 11 計画の実施体制及び普及啓発等

管理計画の目的を達成するため地域住民の理解と協力を得ながら、県、市町村及び関係団体等の密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理等の保護管理施策の実施に取り組む。

## (1) 各機関・団体等の果たす役割

## ア 県

県は、管理計画の作成及び見直し、狩猟の促進など各種管理施策の実施やモニタリング、個体数推定手法等の調査研究を行うとともに、実施結果の取りまとめや分析を行う。

また、イノシシの生態や被害防除方法等について情報収集し、市町村や農林業関係団体等に提供する。

## イ 市町村

市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し、地域の状況に応じた有害捕獲や防護網設置等の被害防除対策及び生息環境管理を関係団体と連携のうえ、総合的に実施する。なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

また、地域が一体となった被害防止対策を推進するため、地域住民や県関係部局と連携し、体制づくりに取り組む。

## ウ 狩猟者団体

個体数管理に重要な役割を担う狩猟者団体は、管理計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

また、県が行う捕獲・生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

## エ イノシシ管理検討委員会

学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するイノシシ管理検討委員会は、保護管理計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助

言を行う。また、県が行うモニタリング結果の評価・分析を行う。

## (2) 普及啓発

管理計画を適切に推進するためには、本計画の内容について広く県民に周知を図る必要がある。特に、イノシシの分布が拡大している地域において農林業被害の発生を予防するためには、イノシシの生態や効果的な防除方法、耕作放棄地等の生息環境管理についての普及啓発が重要である。

このため、県、市町村及び関係団体等が連携し、研修会の開催や各種広報媒体等の活用を通じて普及啓発に努める。

## (3) 人材の確保育成

狩猟や有害捕獲といった個体数管理の重要な担い手である狩猟者が減少・高齢化していることから、県、市町村及び狩猟者団体が連携を図りながらその確保・育成に努める。

また、地域ぐるみの被害防止対策を効果的に行うため、鳥獣の生態や被害防止技術を理解し、的確な対策を実践・指導できる地域リーダーの確保・育成に努める。

第 11 次鳥獣保護管理事業計画 新旧対照表

現行	変更後																																													
<p><b>第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項</b></p> <p><b>1 特定計画の作成</b></p> <p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>(2) 計画の作成方針</p> <p>本県においては、次の特定鳥獣について特定計画を作成し、それぞれの地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた保護管理の目標を設定する。</p> <p>なお、これ以外の鳥獣で人との軋轢が顕著となり、本計画の期間中に総合的な保護管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての特定計画の作成を検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>計画作成年度</th> <th>計画作成の目的</th> <th>対象鳥獣の種類</th> <th>計画の期間</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制。</td> <td>ツキノワグマ</td> <td>平成 25～28 年度</td> <td>全県</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制、及び新たな生息域の拡大の抑制。</td> <td>ニホンジカ</td> <td>平成 25～28 年度</td> <td>全県</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。</td> <td>カモシカ</td> <td>平成 25～28 年度</td> <td>全県</td> </tr> </tbody> </table>	計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	平成 25～28 年度	全県	平成 25 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制、及び新たな生息域の拡大の抑制。	ニホンジカ	平成 25～28 年度	全県	平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。	カモシカ	平成 25～28 年度	全県	<p><b>第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項</b></p> <p><b>1 特定計画の作成</b></p> <p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>(2) 計画の作成方針</p> <p>本県においては、次の特定鳥獣について特定計画を作成し、それぞれの地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた保護管理の目標を設定する。</p> <p>なお、これ以外の鳥獣で人との軋轢が顕著となり、本計画の期間中に総合的な保護管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての特定計画の作成を検討する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>計画作成年度</th> <th>計画作成の目的</th> <th>対象鳥獣の種類</th> <th>計画の期間</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制。</td> <td>ツキノワグマ</td> <td>平成 25～28 年度</td> <td>全県</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制、及び新たな生息域の拡大の抑制。</td> <td>ニホンジカ</td> <td>平成 25～28 年度</td> <td>全県</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。</td> <td>カモシカ</td> <td>平成 25～28 年度</td> <td>全県</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td><u>生息域の拡大を抑制と農林業被害の軽減</u></td> <td><u>イノシシ</u></td> <td><u>平成 28 年度</u></td> <td><u>全県</u></td> </tr> </tbody> </table>	計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	平成 25～28 年度	全県	平成 25 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制、及び新たな生息域の拡大の抑制。	ニホンジカ	平成 25～28 年度	全県	平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。	カモシカ	平成 25～28 年度	全県	平成 28 年度	<u>生息域の拡大を抑制と農林業被害の軽減</u>	<u>イノシシ</u>	<u>平成 28 年度</u>	<u>全県</u>
計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域																																										
平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	平成 25～28 年度	全県																																										
平成 25 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制、及び新たな生息域の拡大の抑制。	ニホンジカ	平成 25～28 年度	全県																																										
平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。	カモシカ	平成 25～28 年度	全県																																										
計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域																																										
平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	平成 25～28 年度	全県																																										
平成 25 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制、及び新たな生息域の拡大の抑制。	ニホンジカ	平成 25～28 年度	全県																																										
平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。	カモシカ	平成 25～28 年度	全県																																										
平成 28 年度	<u>生息域の拡大を抑制と農林業被害の軽減</u>	<u>イノシシ</u>	<u>平成 28 年度</u>	<u>全県</u>																																										



I は、全国的な鳥獣保護管理事業の課題、体制、考え方、その他トピックとなるべき事項を記述する。都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画に書くべき個別制度の運用等に関する指針は、Ⅲに移行する。

## 現行

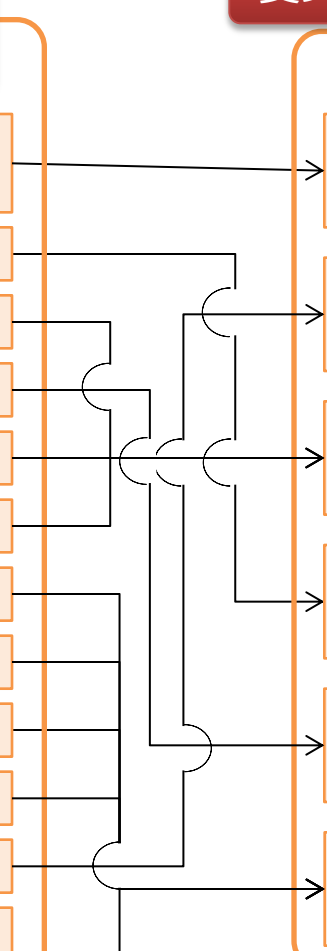
### I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

- 第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
- 第二 鳥獣保護管理事業のきめ細かな実施
- 第三 特定計画制度の推進
- 第四 人材の育成・確保
- 第五 鳥獣保護区の指定及び管理
- 第六 狩猟の適正化
- 第七 傷病鳥獣の取扱い
- 第八 鳥獣への安易な餌付けの防止
- 第九 国際的取組の推進
- 第十 感染症への対応
- 第十一 関係主体の役割の明確化と連携
- 第十二 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

## 変更案

### I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

- 第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
- 第二 関係主体の役割の明確化と連携
- 第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施
- 第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施
- 第五 人材の育成・確保
- 第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項





# 基本指針Ⅲ

Ⅲの各項目は、法定事項であるため、項目の改廃は行わない。  
ただし、個別の論点については、Ⅰと重複があるため、整理する。

## Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

平成29年4月1日から  
平成34年3月31日までとする

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護区の指定及び管理に関する事項

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

狩猟及び狩猟鳥獣に関する事項

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣の捕獲の規制等に関する事項

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び  
猟区に関する事項

鉛中毒対策に関する事項

第六 特定計画の作成に関する事項

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

情報基盤整備に関する事項

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

人材の育成・確保に関する事項

第九 その他

傷病鳥獣救護・愛玩飼養目的での捕獲に関する事項

# 基本指針Ⅱ及びⅣ

Ⅱ及びⅣは、構成の大きな変更をしない。一部、Ⅰ及びⅢと重複している事項等については、形式的な修正を行う。

## Ⅱ 希少鳥獣の保護に関する事項

- 国が定める希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画について定める事項について記載

第一 希少鳥獣の保護及び管理

第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項

## Ⅳ 指定管理鳥獣の管理に関する事項

- 都道府県知事が定める指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事、同事業の委託に関する事、夜間銃猟の実施に関する作業、実施計画の把握と評価等について記載

第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項

第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画

第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価

## 生物多様性の確保に向けた取組について

生物多様性基本法に基づき、本年3月に本県の生物多様性地域戦略を策定（岩手県環境基本計画に包含）しました。

本地域戦略に沿って、県民に生物多様性の理解の浸透を図るため生物多様性の周知を行うとともに、生物多様性の現状や動向を把握するため「岩手県環境保全指針」の基礎データの見直しなどを行う予定としています。

また、今後、生物多様性上重要な地域を選定し、保全活動を行う予定としています。

### 【取組の方向性及び取組内容】

#### 1 生物多様性の周知

【目標】 生物多様性の認知度※ H32：75%（現状値 国 46.4%（H26）、県 52.5%（H27））

（※言葉の意味を知っている、意味は知らないが聞いたことがある）

（1）HPや研修会等の場を活用して生物多様性の意味やその必要性を周知

#### 2 生物多様性上重要な基礎データの更新

（1）平成11年3月に策定した「岩手県自然環境保全指針」の基礎データの調査方法の検討

（2）「岩手県自然環境保全指針」の改定に向けた検討

（3）「岩手県レッドデータブック」の追跡調査など、希少野生動植物のデータの更新

#### 3 生物多様性保全上重要な地域の保全

【目標】 生物多様性保全上重要な地域の選定 H32：10か所

（1）地域選定の考え方を整理

（2）選定候補地の調査

（3）地域の選定

（4）グリーンボランティア等による見守り活動の実施

（5）地域での特定外来生物の駆除活動の支援

（6）自然保護団体等と連携した保全活動の推進

#### 4 生物多様性の持続可能な利用の促進

（1）「岩手県自然環境保全指針」及び「岩手県レッドデータブック」の活用方策を検討

（2）グリーンボランティアによるマナー啓発活動の推進

（3）「山の日」の祝日施行に合わせたイベントの実施など自然とふれあう機会を促進

（4）早池峰クリーン&グリーンキャンペーンなど保全活動の実施

（5）特定外来生物の駆除活動や希少種の保護活動への支援